EU 米国間の包括的貿易投資協定 (TTIP)交渉の進捗状況 (2014 年 3 月~2015 年 3 月)

2015年4月

日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所 海外調査部 欧州ロシア CIS 課



EU 米国の包括的貿易投資協定(TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership)は、2013年7月の第1回交渉から2015年2月までに8回の交渉が行われた。第8回交渉を中心に、第5回交渉以降の概要およびTTIPをめぐるEUの動きを報告する。また、交渉の論点となっている規制協力に関するEU側の方針や、投資保護と投資家対国家の紛争解決(ISDS)に対するドイツ、フランス各国の動きや産業界の見解などについてまとめた。

目 次

1.	これまでの交渉の概要と EU 側の動き (2014年3月~2015年3月)	1
	(1) これまでの交渉の概要	1
	(2) 第8回交渉の交渉分野と概要	1
	① 市場アクセス	2
	② 規制協力	2
	③ ルール	3
	(3) TTIP をめぐる EU の動き	3
	① 交渉マンデートの内容	4
	② 欧州議会の欧州委員会に対する勧告に向けた作業文書	7
	③ TTIP に関するユーロバロメーターの世論調査結果	9
2.	欧州委員会の公表文書の概要と規制協力の提案	9
	(1) 各交渉分野での目標と課題	10
	① 市場アクセス	10
	② 規制協力	11
	③ ルール	13
	(2) 3つの産業分野に関する EU の見解・方針	14
	① エンジニアリング	14
	② 自動車	15
	③ 貿易と持続可能な開発	16
	(3) 規制協力に関する協定のテキスト案の概要	17
3.	投資保護と投資家対国家の紛争解決 (ISDS) に関する動き	20
	(1) ドイツとフランスの動きと主張	20
	① ドイツの動きと主張	20
	② フランスの動きと主張	21
	(2) 欧州議会の見解と動き	22

JETRO

(3) 産	業界と市民団体の見解	23
1	欧州経営者連盟(BusinessEurope)	23
2	欧州サービス・フォーラム (ESF)	23
3	欧州商工会(EuroCommerce)	24
4	ドイツ産業連盟(BDI)	24
(5)	市民団体の見解	24
(4) 欧	:州委員会の見解とパブリック・コンサルテーション	25
1	欧州委員会の見解	25
2	欧州委員会が目指す投資保護規定と ISDS 条項の改善点	25
3	コンサルテーションの結果と欧州委員会の対応	26
	図表目次	
表 1:	TTIP のこれまでの交渉概要(第 5 回~第 8 回)	1
表 2:	TTIP をめぐる EU 側の主な動き(2014年3月末~2015年3月初め)	4
表 3 ·	欧州委員会の世論調査でTTIPに替成の割合が高い上位5カ国と下位5カ国	3 9

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。 禁無断転載



1. これまでの交渉の概要と EU 側の動き(2014年3月~2015年3月)

(1) これまでの交渉の概要

EU 米国間の包括的貿易投資協定 (TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership) は、2013 年7月に第1回交渉行い、2015年2月までに8回の交渉が行われた。第9回交渉は4月20日 ~24日にワシントンで予定されている。第5回交渉以降の概要を表1に示した。

第4回以前の交渉概要については、ジェトロ調査レポート「EU 米国間の包括的貿易投資協定 (TTIP)の交渉の進捗状況(2014年4月)」を参照。

表 1: TTIP のこれまでの交渉概要 (第5回~第8回)

	時期•場所	交渉分野の概要
第 5 回交渉	2014年5月19日〜23日 米ヴァージニア州アーリ ントン	・物品・サービスの貿易、投資(ただし ISDS を除く)、 規制問題、衛生植物検疫措置(SPS)、公共調達、知的 財産権、電子商取引・通信、環境、労働、中小企業、 エネルギー・原材料の各分野で協議。 ・米国はサービスの市場アクセスで提案を示したが、EU の提案が固まっていないため提案の交換を先送り。 ・米国は第6回交渉終了までに関税、サービス、公共調 達で双方がテキスト案を交換することに関心を表明。 ・EU は地理的表示の保護強化を強く求めたが、米国が難 色を示した。
第6回交渉	2014 年 7 月 14 日〜18 日 ブリュッセル	・物品貿易では統合テキスト案に向けて協議し、ワインなど農産品で特別条項を含める可能性を協議。・サービスと投資では双方が提案を交換。・規制調和では徹底的な情報交換を約束。米国が最初のテキスト案を提示。・エネルギーと原材料では、オフショアのリスク管理と安全性に焦点を当てた。
第7回交渉	2014 年 9 月 29 日〜10 月 3 日 ワシントン	 規制の調和、貿易の技術的障害(TBT)、SPS に関する 分野横断的な規律のほか、自動車や医薬品、化学、エ ンジニアリングなどの分野についても協議。 ルールに関する協議では、エネルギーと原材料、関税 と貿易円滑化、知的財産権、中小企業に重点を置いた。 サービスの市場アクセスについて協議した。ただし公 共サービスに関する約束は含まれないという。
第8回交渉	2015年2月2日~7日 ブリュッセル	・市場アクセスと規制協力を重点的に協議。・双方の当初の関税引き下げ案について協議した。・サービス分野では提案について包括的な検討を実施。・EU は規制協力に関するテキスト案を提示。・政府間紛争解決や関税・貿易円滑化でも進展。

(2) 第8回交渉の交渉分野と概要

欧州委員会は 2015 年 2 月 24 日に第 8 回交渉の概要を公表した1。ISDS を除く全ての分野が

2015.4

 $^{^1}$ Report of the eighth round of negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership, 24 Feb 2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc 153175.pdf



対象となり、「市場アクセス」「規制協力」「ルール」の3つの柱で着実な進展があった。

① 市場アクセス

サービス分野で双方の提案について包括的な検討を実施。公共調達では双方の優先課題とセンシティビティに関する理解を深め、今後の交渉前進には協議を強化する必要性が示された。

- 関税と農業:工業製品と水産品ではセクター別の協議を開始。農業製品の関税では最初 の提案について、構造や条件の見直しを開始した。
- 物品貿易:修理品返還時の免税措置や物品の一時輸入など関する条項を協議するため、 関税の専門家が参加。双方は一部を除き、この章で示された目的を大筋で共有。次回交 渉に向け、数々の問題を明確にすることで合意した。
- サービス:統合テキスト案に基づいて通信の規制上の規律について協議した。
- 公共調達:公共契約に適用される規律を定めた章 (チャプター)のテキスト案を中心に協議。官民パートナーシップ (PPP) や調達機会の単一アクセスポイントの可能性と課題、調達に関連する透明性についても協議した。

② 規制協力

- 食品安全性と動植物検疫(衛生植物検疫措置:SPS):米国のテキスト案を詳細に検討。 テキスト案では、双方の食品安全基準を引き下げないことや規制の権利を制約しないことを確認した。次回交渉に向けて双方は統合テキスト案を作成することで合意。
- 規制調和:米国は2014年7月に提示した良き規制慣行や透明性に関するテキスト案の一部を明確にした。EUは、米国側の提案が連邦レベルのルール策定だけを含める一方、EU側はEUと加盟各国の法規制が対象という不均衡について、当初からの懸念を指摘した。
- 貿易の技術的障壁 (TBT):標準規格、透明性、適合性審査、第三国へのアプローチを協議。双方の見解の開きを埋める必要があるため、今後一層の協議が必要となる。
- 自動車:規制の同等性、自動車の国際技術規則に関する 1998 年協定の機能、特定分野での調和促進の可能性、研究課題での協力強化の4つで情報を交換。EU は同等性を判断する方法論を提案し、今後の行動について合意した。
- 化学: 化学物質の優先順位の設定と評価、分類、表示に関する試験プロジェクトを協議。 米国は、安全性データシートの共通性と差異を分析する試験プロジェクトを提案した。
- 医薬品:双方の「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準(GMP)」の検査の同等性を評価するタスクフォースの作業について詳細に協議。双方は広範な情報交換を行い、今後の主要な活動について合意した。また、バイオシミラー(バイオ後続品)に関するガイドラインの見直しと採択に関して相互に情報を提供すること、後発医薬品に関する協力の機会を探ることで合意した。
- 医療機器:双方は医療機器関連規制の作業を約束。品質管理システム(QMS)の監査についても協議。医療機器個体識別(UDI)と電子申請(FPS)でも進展があった。
- 化粧品:双方は、化粧品の成分の安全性アセスメントの要件と方法に取り組むため、科学者間で技術的協議が必要なことで合意。技術的な情報交換を今後数カ月かけて続ける。
- 繊維:表示の規定や安全性の要件・規格について、技術的な協議を継続。双方は繊維の 名称や規格などの分野で規制協力を強化することで同意した。
- 情報コミュニケーション技術 (ICT): 双方は e-ラベリングや市場監視の協力、暗号化の問題で協議を継続し、ヘルス IT ロードマップに関する最新情報を交換。米国は e-アクセ



シビリティーの規則策定に関する進展状況について、最新情報を EU 側に伝えた。

- エンジニアリング:協力に関する提案を協議。EUは、農業機器・建設機器の路上安全性、 自動車以外の移動機器の排ガス、機器のリスク評価基準での協力を提示。
- 農薬:マイナー作物(地域特産作物)の最大残留限界値を中心に、協力が可能な分野に 関して見解を交換。主要商品の輸出前検査のアイデアを探ることで合意した。

③ ルール

持続可能な開発と労働・環境の章では、双方が高いレベルの野心を追及していることで共通 理解があった。政府間紛争解決や関税・貿易円滑化、中小企業でもある程度の進展があった。

- 貿易と持続可能な開発:貿易と労働・環境に関する協議を継続。高い保護レベルや規制 する権利、透明性と一般の人の参加機会、企業の社会的責任など横断的な面も協議。市 民社会の関与について条項を設ける目的を共有し、透明性メカニズムを協議した。
- エネルギーと原材料:条項の範囲を検討するため、専門家を加えて技術的な協議を継続。 再生可能エネルギーとエネルギー効率に重点を置いた。
- 税関と貿易円滑化:テキスト案の見直しとテキストの統合化に重点を置いた。インターネットによる情報公表、問い合わせポイント、データと文書化、リスク管理、通関後の監査、船積み前検査など複数の規定について進展があった。
- 知的財産権(IPR):協力の可能性や中小企業、優良事例などの課題を中心に協議した。
- 地理的表示 (GI): GI 保護のため米国の商標システムに対する代替策について議論を深めたが、米国側は依然として態度を明確にしていない。
- 中小企業 (SME): 統合テキスト案を基に協議。EU と米国の協力規定で進展があった。 中小企業の輸出に役立つ情報の種類や情報の提供方法について徹底して協議した。
- 原産地規則:統合テキスト案に向けて、提示されたテキスト案を協議。原産地規則の証明と検証手続に関して情報を交換した。夏前に全ての品目別規則 (PSR) を交換する可能性を協議。EU は不正防止策に関して最初の案を提示。
- 紛争解決: EU 側の提案は、EU が最近締結した FTA と同様なアプローチに基づき、WTO の紛争解決メカニズムと類似するものもある。双方はテキスト案の策定で進展があった。

(3) TTIP をめぐる EU の動き

TTIP をめぐり EU 側における 2014 年 3 月末~2015 年 3 月初めの主な動きを表 2 にまとめた。交渉分野の中で「投資保護と投資対国家の紛争解決(ISDS)」に対しては、一部の加盟国や市民団体などの懸念が強いため、交渉を棚上げするとともにパブリック・コンサルテーション(公開諮問)を実施した。コンサルテーションの結果は 2015 年 1 月に公表されたが、引き続き関係者との協議が行われ、ISDS の交渉は中断されたままである(「3. ISDS に関する動き」を参照)。

TTIP の交渉に関する透明性でも進展があった。欧州議会は欧州委員会に対して交渉の透明性を高めるよう求めていたが、欧州委員会のドゥ・グヒュト通商担当委員(当時、現在はマルムストロム委員)は 2014 年 7 月に欧州議会で、透明性をいっそう高めることを約束し 2 、EU 理事会(閣僚理事会)が交渉マンデート 3 の文書を公表することを明らかにした。一方、欧州オンブ

² http://europa.eu/rapid/press-release SPEECH-14-549 en.htm

³ 外相理事会が 2013 年 6 月に TTIP の交渉の権限委任 (マンデート) を欧州委員会に与えた際に、交渉権限の内容などを示した文書。



ズマンは 2014 年 7 月末、EU 理事会に対して交渉マンデートの公開を求め、欧州委員会には交渉の各種文書を公開するよう提案するとともに、TTIP 交渉の透明性に関する調査を開始した 4 。

欧州委員会は第6回交渉から交渉内容に関する詳細な文書の公表を始め、EU 理事会も10月に交渉マンデートを公表した。また11月に発足した新欧州委員会のマルムストロム通商担当委員は、交渉関連の文書を公表する方針を示した 5 。この約束に基づいて欧州員会は2015年1月に、EU 側が提示した協定のテキスト案や交渉分野に関するポジションペーパー(見解を示す文書)などを公表した(「 2 -欧州委員会の公表文書の概要と規制協力に関する提案」を参照)。

表 2: TTIP をめぐる EU 側の主な動き(2014年3月末~2015年3月初め)

時期	内 容
2014年3月27日	投資保護と投資家対国家の紛争解決(ISDS)について、オンラインでパブリ
	ック・コンサルテーションを開始。7月13日に終了。
7月18日	ISDS のパブリック・コンサルテーションに関する仮報告書を公表し、回答者
	に関する統計データを示した。
7月31日	欧州オンブズマンは TTIP の交渉の透明性を確保するため、EU 理事会(閣僚
	理事会)に対して交渉マンデートを公表するよう要請、欧州委員会に対して、
	TTIP の交渉に関する文書を公表するよう提案。併せて透明化に関する調査を
	開始した。
9月29日	次期欧州委員会の通商担当委員候補のマルムストロム氏が、欧州議会の公聴
	会で TTIP について質疑応答。
10月9日	EU 理事会は、従来は非公表としていた TTIP の交渉マンデートを初めて公表。
10月28日	TTIP アドバイザリー・グループが会合で交渉の透明性の向上について協議。
11月1日	新欧州委員会が発足:マルムストロム通商担当委員は後日、交渉関連文書を
	公表する方針を示した。
2015年1月初め	欧州委員会は、TTIP に関する EU 市民を対象としたユーロバロメーター(世
	論調査)の結果を発表(2014 年 11 月に調査を実施)。
1月7日	欧州委員会は TTIP の交渉に関する EU 側の協定のテキスト案 8 本と新たに 3
	本のポジションペーパー、各交渉分野のファクトシート 23 本を公表。
1月9日	欧州議会の国際通商委員会は、TTIPの交渉に関する欧州委員会に対する勧告
	の作成に向けた作業文書を公表。
1月13日	欧州委員会は、ISDS のパブリック・コンサルテーションに関する報告書を公
	表。
2月10日	欧州委員会は交渉分野のうち規制協力について、EU 側の協定のテキスト案を
	公表 (テキスト案は合わせて 9 本を公表済み)。
2月24日	欧州議会の国際通商委員会が欧州委員会への勧告を協議。5月に採択の予定。

上記のうち、公表された交渉マンデートの概要、欧州議会の欧州委員会に対する勧告の作成に向けた作業文書の概要、TTIPに関するユーロバロメーターの世論調査の結果を示す。

① 交渉マンデートの内容6

交渉のマンデートでは、協定の性質と対象範囲、一般原則、目的のほか、「市場アクセス」、

⁴ 欧州オンブズマンのプレスリリース(2014年7月31日) http://www.ombudsman.europa.eu/en/press/release.faces/en/54636/html.bookmark

⁵ 欧州委員会のプレスリリース(2014年11月19日)http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1201

⁶ Declassification "Directives for the negotiation on the Transatlantic Trade and Investment Partnership between the European Union and the United States of America" 9 October 2014 http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11103-2013-DCL-1/en/pdf

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.



「規制の問題と非関税障壁(TBT)」、「ルール」の3つの柱について、分野別に目標や協定に盛り込むべき規定を明示している。投資保護とISDSについては、「盛り込むかどうかは、満足できる解決策が達成されるかによって決まる」として、必ずしも盛り込むことを求めていないことが示されていた。

i. 目的

- EU・米国間の貿易・投資を拡大するとともに、市場アクセスを拡大し規制の互換性を強化することで雇用と成長の新たな経済的機会を生み出す。
- EUのアキ(EU法の総体系)や加盟各国の法規と一致する環境や労働、消費者の高い保護レベルを促進しながら、国際的な環境・労働の協定・規格を尊重することを目指す。協定により双方が国内の環境、労働・職場の衛生・安全性の法規や基準を引き下げることなく、労働基準や文化的多様性の保護と促進を目指す政策や法規を緩和しない。
- EU や加盟国の文化や言語の多様性を損なう危険性がある条項、及び文化セクターを支援する既存の政策や措置を制限する条項は含めない。デジタル環境を中心に文化セクターの発展を考慮する政策・措置を実施する EU や加盟各国の能力に影響を与えない。

ii. 市場アクセス

a. 物品貿易

- 協定発効時に大幅な関税撤廃を達成し、センシティブな品目を除くその他品目は短期間で段階的に撤廃する。最もセンシティブな品目では、関税割当などの選択肢を検討する。
- 反ダンピング措置と相殺措置に関する条項、セーフガード条項を盛り込む。

b. サービス貿易

- 4つのサービス供給/提供の全てを対象とし、長年にわたる市場アクセスの障壁に対処することで新たな市場アクセスを達成するとともに、一部セクターのセンシティブな性質を認識する。免許交付や資格の要件・手続きで透明性や公平、適正手続きを義務付ける。
- 専門資格の相互認証を促進する枠組みを策定する。
- 協定により、入国・滞在に関する国内の法規や規制、要件の適用が妨げられないように するとともに、それによって協定の利益が無効になることや減じることがないようにす る。労働条件に関する EU と加盟各国の法規制、要件は引き続き適用される。
- 政府の権限の行使により提供されるサービスは交渉から除かれる。
- 音響映像サービスはこの章では対象としない。
- c. 投資の保護: ISDS を盛り込むかどうかは、満足できる解決が達成されるかによって決める。協定の最終的なバランスについても考慮する。
 - 投資保護に関する規定の目的は次の通りとする。
 - ・米国における EU の投資家の法的保護と確実性のレベルをできるだけ最高水準とする。
 - ・投資先として EU の魅力を高める EU の保護基準を促進することを定める。
 - ・米国と EU における投資家の公平な競争を定める。
 - ・加盟各国の EU 域外国との二国間投資協定 (BIT) に関する経験や最良事例に基づく。
 - ・社会や環境、セキュリティ、金融システムの安定、公共衛生、安全性など正当な公共政策を非差別的な方法で追及するのに必要な措置を採択・実施する EU や加盟各国の権利



を損なわない。文化的多様性の促進と保護に対する EU と加盟各国の政策を尊重する。

- 対象範囲:広範な投資家と投資、知的財産権を対象とし、投資時期が協定の発効の前か 後かを問わない。
- 待遇の基準:交渉では、不合理な措置や専断的措置、差別的措置の禁止など公平で公正 な待遇、内国民待遇と最恵国待遇、直接的・間接的な収用に対する保護、賠償を受ける 権利など待遇の基準やルールを盛り込むことを目指す。
- 実施:効果的な最新の紛争処理メカニズムを目指し、透明性や仲裁人の独立、協定の解釈に対する拘束などを定める。加盟各国のBITの中で利用できる幅広い仲裁機関を投資家に提供する。明白に不当な申し立てや取るに足らない申し立てからの保護を盛り込む。上訴のメカニズムを創設する可能性を考慮する。
- 協定の他の部分との関係:投資保護の規定を投資に関する市場アクセスの約束と関連付けるべきではない。ISDS は市場アクセスの規定には適用されない。
- d. 公共調達:中央政府、地域、地方の全レベル及び公益事業分野で、公共調達市場への相互アクセスの向上を目指す。ローカルコンテントや「バイ・アメリカ」など地元製品の購入要件、入札手続きや技術仕様、是正手続き、カーブアウト(対象からの除外)に適用される要件など、公共調達市場にマイナスの影響を与える障壁に取り組むルールや規律を含める。

iii. 規制問題と非関税障壁(NTB)

- a. 相互認証、調和、規制当局間の協力強化などにより、物品とサービスの規制上の互換性で野 心的なレベルを達成する。健康や安全性、消費者、労働、環境の保護や文化の多様性の水準 に従って、規制する権利が規制の互換性で損なわれないようにする。
 - 衛生植物検疫措置 (SPS):全面的な透明性の達成を目指す。
 - 技術的規制・規格・適合性審査手続き:対話と協力を向上させるメカニズムを確立させる。規制策定プロセスで公開性や透明性、収れんを高め、関連する国際規格の採用や重複する煩雑な試験や認証の削減、適合性審査や標準化での国際協力の強化を目指す。
- b. 規制調和:物品やサービスの規制で効率的でコスト効果と互換性の高い規制の策定と実施のため、規制調和と透明性に関する規律を盛り込む。これには重要な規制に関する早期からの協議、影響評価の活用、既存の規制の定期的見直し、優良事例の適用などがある。
- c. 産業分野別の規定:規制の調和や同等性、相互認証に関する取り組みを検討するなど、特定 産業分野における規制の相違から生じるコストを減らすことを目指す。

iv. ルール

a. 知的財産権: EU の地理的表示の保護と承認の強化を規定することを目指す。

b. 貿易と持続可能な開発

- 貿易の労働と環境の側面に関して双方の約束を盛り込む。低炭素の物品、エネルギー効率や資源効率の高い物品やサービス・技術の貿易を促進する措置も検討する。労働と環境で、国際的に合意した基準・協定の順守の促進や効果的な実施の規定も含める。
- 国内の労働と環境に関する法規を実施する重要性を強調する。企業の社会的責任及び合 法的に取得した持続可能な天然資源の保護・持続可能な管理・貿易促進について、国際



的に承認された基準を支持する規定を盛り込む。

- 持続可能性影響評価(SIA)により、経済的・社会的・環境的な影響を審査する。
- c. 貿易と競争: 独占企業や国営企業、特別な権利や排他的権利を付与された企業に対応する。
- d. エネルギーと原材料に関する貿易:エネルギーでは、開かれた透明で予測可能な事業環境 の確保を目指し、原材料に対する無制限かつ持続可能なアクセスの確保を目指す。

資本の移動と支払い:経常的支払いや資本移動の全面的な自由化に関する規制を設ける。 交渉では、直接投資とは関連しない資本移動の自由化に付随するセンシティビティも考慮 する。

- f. 透明性: 透明性の問題に対応するため、貿易や投資に影響を与える措置について関係者との 事前協議の約束やルール、措置の公表、措置の適用に関する透明性強化の規定を含める。一 般の人が公文書にアクセスできる EU や加盟各国の法規には影響を与えない。
- g. 制度的枠組み:協定の約束を効果的にフォローアップするとともに、規制制度の互換性の達成を促進するため、制度的な枠組みを設ける。

② 欧州議会の欧州委員会に対する勧告に向けた作業文書7

欧州議会の国際通商委員会は TTIP に関して、欧州委員会に対する欧州議会の勧告を作成する作業に着手し、2015 年 1 月に勧告に向けた作業文書を公表した。内容は最終的に変更される可能性があるものの、ISDS については協定に盛り込む必要性に懐疑的な見方を示した。勧告は2015 年 5 月に採択する予定だ。作業文書の概要は以下の通りである。

- i. TTIP の位置付け、透明性と市民社会の関与
- a. TTIP のような二者間協定は多国間レベルの協定に対する次善策であり、米国との協定は広範な貿易協定への足掛かりとすべきであり、WTO のプロセスの代替策と見なさない。
- b. 社会的・環境的なダンピングを排除する。貿易政策は、市民や消費者、労働者の利益に資するものでなければならない。
- c. TTIP の交渉では、欧州市民の懸念に配慮して透明で開放的な方法を強化する必要がある。 欧州議会は欧州委員会に対し、交渉での提案と各交渉ラウンド後の文書をもっと公開する など、引き続き交渉の透明性を高める努力を促す。
- ii. 市場アクセス
- a. サービス:公共サービスや公益事業などセンシティブなサービスは除外し、中央当局や地方当局が公共利益のため法制化するのに十分な余地を与えることが重要である。

 $^{^7}$ "Working document in view of preparing the draft report on Parliament's recommendations to the Commission on the negotiations for the TTIP" European Parliament, Committee on International Trade , 9 Jan 2015 http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+COMPARL+PE-546.593+01+DOC+PDF+V0//EN&language=EN

JETRO

- b. 金融サービス:金融サービスに関する交渉は、バーゼル銀行監視委員会のような国際的フォーラムにおける協力の努力を支援するため、金融規制と結びつけるべきだ。
- c. 公共調達:米国の公共調達契約を EU 企業に開放し有意義な成果を達成するには、交渉プロセスに各州を含めることが重要だが、実際には何の進展もないことは残念だ。
- d. 農業: EU と米国では消費者の健康や遺伝子組み換え作物、ホルモン剤使用の食肉などで隔たりが大きい。交渉では EU の予防原則など双方の基本的価値を尊重する必要がある。
- e. エネルギーと原材料:エネルギーに関する既存の輸出制限を撤廃する。協定は、エネルギー資源の探査を管理する双方の権利に触れてはならない。原材料とエネルギーへのアクセスでも、EUと米国の企業に対して非差別性を基本に与えるべきである。

iii. 規制協力と非関税障壁

- a. 規制協力は、既存の健康や安全、消費者、労働、環境の法規の保護レベルや文化の多様性 には決して触れるべきではない。交渉では、どの規制が基本的なもので譲歩できないか、 どの規制が形式的な手続きを減らせるかを特定し、明確にする必要がある。
- b. SPS の交渉は、人や動物、植物の健康を守るためにリスクを管理する双方の権利を認める べきである。EU の予防原則については譲歩すべきでない。
- c. TBT と SPS の交渉では、規制当局間の協力を強化し透明性と公開性を向上させすることを 目指し、TBT では国際標準化団体との協力を強化することを目指す。
- d. 化学や医薬品、化粧品の産業分野における規制協力は、双方の規制する権利に影響与えないように十分に注意を払うべきである。

iii. ルール

a. 知的財産権(IPR): 欧州議会が以前に否決した刑事罰などの規定は盛り込まない。

b. 投資の自由化と投資保護

- ・投資保護の規定は、会社設立後に限定する。非差別で公正・公平な待遇や直接の収用に 対する補償に重点を置くべきである。
- ・EU と米国では法制度が発達しているため、投資の紛争では政府間紛争解決システムや国内裁判所の利用が最も適切である。
- ・ISDS 条項を TTIP に盛り込む場合には、既存の FTA や二国間投資協定で生じている問題 を回避するため、現行モデルの一層の改革が欠かせないことは明らか。
- ・外国人投資家は、非差別的な扱いを受けるとともに、問題の是正を模索し、達成する公平な機会を与えられるべき。これは ISDS 条項を盛り込まなくても達成できる。

c. 貿易と持続可能な開発

- ・労働と環境の基準の保護レベルを引き上げることを目指すべきである。
- ・企業の社会的責任に関するルールや市民社会の関与の仕組みを盛り込むべきである。



・労働と環境の基準は貿易と持続可能な開発の章に限定せず、投資やサービス貿易、規制 協力、公共調達など協定の他の分野にも盛り込むべきである。

③ TTIP に関するユーロバロメーターの世論調査結果

欧州委員会は2014年11月、EU28カ国の市民を対象にTTIPに対する世論調査(ユーロバロメーター)を実施し、この結果を2015年1月初めに公表した⁸。調査はTTIPに反対するか賛成するかを聞いたもので、EU平均では58%が「賛成」、25%が「反対」、17%が「わからない」と答えた。国別の結果も公表しており、このうち賛成の割合で上位5カ国と下位5カ国を表3に示す。表に示されていない主要国では、賛成が英国で65%、スペインで63%、イタリアで58%だった。

表 3: 欧州委員会の世論調査で TTIP に賛成の割合が高い上位 5 カ国と下位 5 カ国

国名	賛成(%)	反対(%)	わからない(%)
リトアニア	79	9	12
マルタ	75	11	14
ルーマニア	75	11	14
オランダ	74	18	8
ポーランド	73	11	16
EU 平均	58	25	17
スロベニア	57	31	12
フランス	50	33	18
ルクセンブルク	40	43	17
ドイツ	39	41	20
オーストリア	39	53	8

出所:Eurobarometer surveys

2. 欧州委員会の公表文書の概要と規制協力の提案

欧州委員会は前述のように、TTIP の交渉の透明性を確保する一環として 2015 年 1 月 7 日に 関連文書をまとめて公表した 9 。また 2 月 10 日には、「規制協力」で EU が米国に提示した協定 のテキスト案など関連文書も追加で公表している。3 月 15 日時点で公表している文書は、EU が提示した協定のテキスト案が 9 本、EU の分野別ポジションペーパーが従来の 12 本に 4 本を 加え 16 本となった 10 。このほか各交渉分野について、EU 側の目標や交渉での課題や懸念を簡潔に示したファクトシートも 2 月に追加された 1 本(農薬分野)を含めて 24 本を公表し、テキスト案など公表文書を解説する読者ガイドも出している。

しかし、欧州オンブズマンは 2014 年 7 月に開始した調査を 2015 年 1 月 6 日に終了し、欧州 委員会は米国との共通交渉文書も含めていっそうの文書の公表が必要で、公表できない場合は その理由とともに文書のレファレンスとできれば題名を公開すべきとの見解を示した¹¹。

 $\frac{\text{http://ec.europa.eu/public opinion/cf/showmap.cfm?keyID=3905\&nationID=11,1,27,28,17,2,16,18,13,6,3,4,22,7,8,20,21,9,23,24,12,19,29,26,25,5,14,10,15,\&startdate=2014.11\&enddate=2014.11\#fcExportDiv}$

⁸ Eurobarometer surveys

⁹ 欧州委員会プレスリリース http://europa.eu/rapid/press-release IP-15-2980 en.htm

^{10 &}lt;a href="http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230">http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230 (ポジションペーパーでは、2015年3月6日に 化粧品分野の更新があった。公表本数は16本で変わりはない)

¹¹ プレスリリース http://www.ombudsman.europa.eu/en/cases/decision.faces/en/58668/html.bookmark



公表された協定のテキスト案の交渉分野とテキスト案を提示した時期は以下の通り。

- 規制協力:第8回交渉で提示
- 貿易の技術的障壁 (TBT): 第4回交渉で提示
- 食品安全性と衛生植物検疫措置 (SPS): 第7回交渉で提示
- 税関・貿易円滑化 (CTF): 第4回交渉と第5回交渉で提示
- 中小企業 (SEM): 第5回交渉で提示
- 競争-反トラストと合併:第4回交渉で提示/国営企業(SOE):第6回交渉で提示 /補助金:第4回交渉で提示
- 政府間紛争解決(GGDS):第4回交渉で提示

(1) 各交渉分野での目標と課題

欧州委員会が公表した各交渉分野のファクトシート¹²の中で、EU が掲げる交渉の目標及び「センシティブまたは議論の的となる課題」として示した交渉での課題や懸念、及びこれに対する欧州委員会の見解を「市場アクセス」、「規制協力」、「ルール」の3本の柱に分けてまとめた。

① 市場アクセス

交渉分野	EU の目標	課題・懸念と見解・対応
物品貿易と関税	・ほぼ全ての関税を撤廃する。これにより EU 企業には直接的利益及び間接的利益(販売と雇用の拡大など)がある。	・EU 企業にとって協定発効時の関税撤廃が難しい場合は、段階的引き下げで合意する。 ・段階的な引き下げでも問題がある場合には、市場の部分的開放にとどめる。
サービス	・EU 企業が直面する障壁に取り組む。 ・職業資格の相互認証。 ・銀行・保険、会計、経営コンサルティング、法的アドバイスなど免許取得や正式承認を迅速・明確にする基準で合意する。 ・通信、電子商取引、金融サービス、郵便・クーリエサービス、海運などの新規則で合意する。 ・EU と米国の企業が同じ条件で競争でき、政府がそれぞれの企業を同等に扱うようにする。・双方の規制当局は将来的に緊密に協力する。・アステの規制当局は将来的に緊密に協力する。・EU 企業の米国市場へのアクセスが、現在と同等以上になるよう米国からの保証を確保する。・センシティブ分野(テレビ、ラジオ、映画、公的医療、教育、社会サービス、水道)を保護。	・公的サービスへの脅威:公的な医療・教育・社会サービスへの脅威:公的な医療・教育・社会サービスや水道サービスでは対象としない。加盟各国など必要な指置を取れるように含めない。加盟各国は EU 制作会社での割り当てなどを取れるように対しているが、 変しい をした は と
公共調達	・EU と米国の企業が相互の市場で公共契約の入札で差別を受けない規則の導入で合意する。 ・公共契約の入札に関して、最大限の透明性を確保する規則の導入で合意する。 ・中央政府・加盟国政府、連邦政府・州政府を問わず、入札参加の機会を最大限に広げる。	・特にセンシティブな課題はない。TTIPによって、担当する当局が公共サービスを外部に委託するか内部で行うかについて影響を受けることはない。また、担当する当局が環境保護や社会的進歩、労働法の実施を促進す

^{12 &}lt;a href="http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230">http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230 (各交渉分野の公表文書を全て明記)

2015. 4



		るような物品やサービス、公共 事業を選択する能力に影響を与 えることもない。
原産地規則	・将来的な動向を考慮し、イノベーションを促進する規則とする。・効果的な適用とし、不正を抑え、不要な障害を取り除き、貿易を容易化する手続きを設ける。	センシティブな問題や懸念が示 されている問題はない。

② 規制協力

交渉分野	EU の目標	課題・懸念と対応		
■ 横断的分野				
■横断的分野 規制の調和 貿易の技術 的障壁 (TBT)	・新たな規制や既存の規制の見直しで、双方の規制当局が緊密に協力する方法で合意。 ・製品・サービスの品質を高める機会を設け、双方で製品に対する要件の同等性を高め、要件を満たすためのコストを引き下げる。 ・双方の規制当局が公共利益のために規制する権利や当局の独立性を保護する。 ・規制問題について、米国とともに国際協力や国際的に合意した取り組みを促進する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を創設する。 ・規制協力機関を見込むにする。 ・規格を使えるようにする。 ・規格を使えるようにする。 ・規格を使える規制や規格に関する情報に相互に容易にアクセスできるようにする。 ・規格策定で双方の標準化団体の協力を強化。 ・米国の規格のシステムの透明性を強化	 ・消費者・環境の保護の低下への懸念:双方で異なる保護レベルがあれば、これを維持する。 ・新たに規制する権利への影響:公共政策の目的のため、政府が規制する権利を再確認する。 ・規制協力機関が規制プロセスで議会や政府、関係者の役割を回避する懸念:規制の制定方法に関してEU条約に定められた規則を変更しない。 ・技術的な要件や製品検査の手続きが双方では基本的に異なる。双方の政府や企業は、システムの運営開発に多大な投資を行ってきたことを勘案する必要がある。 		
食品安全性 と衛生植物 検疫措置 (SPS)	・現実的で迅速な手続きと決定を行う。・EU 各国からの輸出に対し、米国に単一承認プロセスを設ける。・規制に関する共同作業の基盤作りで提携する。・貿易の問題に対処する強力なメカニズムを作る。	・食品の安全性低下への懸念:既存の安全性規則を変更しない。EU は家畜の成長促進剤の制限を維持する。・遺伝子組み換え作物の増大への懸念:EU の法規を改正しない。・動物福祉の低下への懸念:EU の法規を改正しない。米政府と動物福祉について、正式対話の場を設ける。		
■各産業分野	7			
化学	・既存のシステムの中で規制当局間の協力を強化するメカニズムを創設する。・国際的な関連規格の利用を促進する。・新たな化学的問題に関する情報を交換する。	・協力強化により、EU の規制当局による新たな法的措置の提案が遅れる懸念: EU は関連法規を維持する。 ・新たに出現する化学的問題での協力強化が EU の新法を弱体化するか遅らせる可能性: EU は規制や行動の権利を全面的に保持する。		
化粧品	・安全性評価の協力強化で合意する。・動物実験の代替方法に関する作業や動物実験を世界で段階的になくすよう要求することで合意する。・規制当局間の技術的な協力を強化する。・国際的慣行を使った表示で協力する。	・化粧品への禁止物質リストが変更される懸念: EU は禁止物質のリストを変更しない。・禁止物質を含む化粧品が販売される懸念: EU 法規への順守の義務付けに変更はない。		

2015. 4

JETRO

	・アレルギー表示や市場監視など新たな分野で協力する。・新分野での最先端規制を共同策定する基盤を創設する。	・認可物質リストは EU の方が多い: 米国に対し、EU の化学的評価を認可プロセスに利用するよう求める。 ・予防原則への影響に対する懸念:予防原則は EU 法で法制化されており、変更されない。
エンジニア リング	EU や世界各国で広く使われている規格を使うよう米国と協力する。製品が米国規格に適合している場合の検査コストの削減で協力する。規制において、必要でない相違点を解消するため、双方の規制当局は早期に話し合う。	安全性規格で最低水準に向けた競争 を招く懸念: EU は安全性の規格で 譲歩しない。
医療機器	・国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)での作業を基本とする。 ・国際的な医療機器個体識別(UDI)システムに基づくことで合意する。 ・UDIデータベースに相互互換性を持たせる。・新たな医療機器の認可を調和させる。・相互の品質管理システム(QMS)監査の認証に向けた作業で協力する。 ・新分野での規制で共同策定の基盤を創設する。	 ・双方で医療機器の承認方法が調和される可能性:承認の調和は考えていない。製造業者は EU と米国で同時に申請でき、新たな機器を早く市場に投入できる。 ・EU の医療機器規則が見直される懸念:規則の見直しは加盟各国と欧州議会が行い、TTIP はこのプロセスに介入しない。
医薬品	 ・医薬品及び医薬部外品の製造管理と品質管理の基準(GMP)の原則とガイドラインに基づく相互の生産施設の検査を承認する。 ・双方の規制当局間で、医薬品の承認の決定を簡素化する情報交換、日米 EU 医薬品規制調和国際会議(ICH)での協力強化、ジェネリック薬などでの協力強化を促進する。 ・バイオシミラーで規制当局の協力を強化。 	EU各国政府が医薬品の価格決定権を失う懸念: EU各国政府の決定権に影響はない。新薬の治験データを一般の人が確認できる政策が弱体化する懸念: データにアクセスする権利に影響を与える規則は交渉対象としない。
農薬	・貿易の容易化:食品・飲料の残留農薬レベルについて船積み前検査で合意することなど。・ニッチ作物(パセリ、セロリ、レタスなど)への農薬使用について、規制当局は相互に研究の情報を共有することで合意する。	・EU の農薬規制を弱体化し健康・環境基準を低下させる懸念: EU の既存の規制は全面的に尊重される。 ・残留農薬が高い食品が販売される懸念:残留農薬の基準は維持する。 ・内分泌かく乱物質の規制撤廃の懸念:規制撤廃はない。
情報通信技 術(ICT)	・規制の施行を向上する共同手段を設ける。 ・e-ラベリングや e-アクセシビリティー、相互運用性などで規制当局間の協力を強化。これにより規則上の不必要な差異を回避するとともに、高水準の消費者保護を保証する。 ・ICT 製品の認証で共通原則を設定する。	・安全性規格で最低水準に向けた競争を招く懸念: EU は安全性規格で譲歩しない。・ICT 製品のセキュリティ・レベルを低下させる懸念: EU はセキュリティ・レベルの低下を受け入れない。
繊維	・繊維や衣料品のラベル表示(取扱表示のシンボルの相互認証、新繊維の名称で合意)で協力。・製品の安全性や消費者保護で協力する。・規格や試験方法で協力する。	特にセンシティブな課題や懸念が示されている問題はない。
自動車	• 技術規格の調和で双方が合意する。	特にセンシティブな課題や懸念が示



• 国連(UN)規則のもとで、国際規制を策定	されている問題はない。
し、各国・	での採択を促進する。	
・新技術を呼	中心に規制の調和で合意する。	
新たな規稿	制や新技術の研究で計画を調整。	

③ ルール

交渉分野	EU の目標	課題・懸念と対応
持続可能な開発	 ・労働と環境に対する国際的な規格や協定を支援する。 ・労働や環境で高い保護レベルを定める権利を保持し、最低水準に向けた競争を回避する。 ・持続可能な管理を受ける天然資源やグリーン製品・サービスの貿易拡大など持続可能な開発の目的を推進する貿易の可能性を開く。 	・労働者の権利を弱め国際労働機関 (ILO)の役割を損なう懸念:ILOの 諸条約を基礎として、TTIPでは労働 者の高い保護レベルを求める。 ・EUの野心的な気候変動政策を損なう 懸念:EUの気候変動に関する法規は 交渉の対象ではない。 ・紛争を解決する効果的な方法が盛り込 まれない:紛争を解決する透明で独立 したメカニズムを求める。
エネルギ ー・原材料 (ERMs)	 エネルギーと原材料へのアクセスを円滑化する持続可能な貿易と投資の強固なルールを策定する。 エネルギーと原材料の供給者に対するアクセスを多様化する。 貿易と投資の透明性と非差別性を強化する。 競争と透明性ある規則を促進する。 持続可能性を促進する。 新規則の策定に貢献する。 	・シェールガス採掘が認められる懸念: 採掘を認める決定は EU 加盟各国の政府が担い、TTIP はこれを制限しない。 ・再生可能エネルギーの規定がない:再生可能エネルギーやエネルギー効率促進の規則を盛り込むことを目指す。 ・メタンなどの輸入が CO2 排出量を増やす懸念:石炭に代わる天然ガスの輸入で、CO2 排出量は低減する。 ・天然資源の採掘を認可する加盟各国の権利が損なわれる懸念:権利は TTIPの影響を受けない。ただし、競争と開かれたアクセスの促進を目指す。
税関・貿易 円滑化 (CTF)	 ・税関検査官が必要な検査を実施できるよう新規則を定める。 ・簡素で効果的な規則で合意し、企業向けに双方で共通フォームを使う。 ・税関手続きの透明性を確保する。 ・双方の税関は将来的に緊密な協力を強化。 ・WTOの貿易円滑化協定(TFA)を確実に実行に移す。 	特にセンシティブな課題や懸念が示されている問題はない。
中小企業 (SME)	 ・EU と同様に、米国にも中小企業が必要な情報を入手できる無料のオンライン・ヘルプデスクを設ける。 ・中小企業の輸出や海外投資を支援する優良事例を交換する。 ・米国での事業での問題点を中小企業から集め、措置を追加提案する可能性がある。 	
投資保護と 投資対国家 の紛争解決 (ISDS)	・EU 市場への投資促進、欧州の投資家の保護に加え、EU 加盟各国政府による人々や環境の保護、社会の利益の目標を達成するために規制する権利を強化する。 ・2014 年に実施したパブリック・コンサル	・政府の規制する権利が損なわれる懸念: EU は規制する権利を守るための複数の提案を提示する。・ISDS の手続きが秘密裏に行われ利害の衝突や偏向などが起こる懸念:全面

2015. 4



	テーション(公開諮問)の結果に基づき、 2015 年に EU 内の関係者・各国政府・欧 州議会との協議を行う。	的な透明性や仲裁人の不偏・倫理的行動を保証する提案を提示する。 ・ISDS の裁判が一貫性を欠く懸念:上訴の制度を導入する必要性を表明。
競争	・競争法の実施のため、EU・米国間の協力 協定を基盤とする。・競争と協力に関する規則を策定する。・独占的支配や特別な権利を持つ国営企業 に、民間企業への差別的待遇をさせない。・企業への補助で、透明性ある規則で合意。	特にセンシティブな課題や懸念が示されている問題はない。
知的財産権 (IPR)・地 理的表示 (GI)	 ・双方が締結している国際的な IPR 協定のリストについて合意する。 ・双方の既存のルールや慣行に基づき、イノベーションや成長と雇用を生む IPR の重要性を強調する原則を共有することで合意する。 ・GI 及び EU が保護を定めている著作権など重要な課題での約束で合意する。 	 ・欧州議会が否決した偽造品の取引防止に関する協定(ACTA)で、一部のルールが導入される可能性: 双方は詳細な実施条項をまとめている。 ・新薬の価格が引き上げられる懸念: イノベーションと薬価の現行のバランスは変わらない。 ・GIを米国は商標で保護: 米国のシステムの改善を求める。
政府間紛争 解決 (GGDS)	・仲裁人をケースごとに選ぶのではなく事前に紛争処理パネルの資格者を決める。 ・WTOの方法よりも透明性を強化する。	特にセンシティブな課題や懸念が示されている問題はない。

(2) 3つの産業分野に関する EU の見解・方針

欧州委員会は2015年1月から3月初めまでに新たに4本のポジションペーパーを公表した。 このうち2本は2014年5月に公表した自動車のポジションペーパーに付随するもので、規制の 同等性の評価と承認について具体的な規制を基に分析したテストケースを説明したものである。

エンジニアリング¹³

エンジニアリングでは、機械、電気、電子の設備・製品を対象とする。EU と米国の間では技術規制や適合性審査で開きがある。中でも適合性審査ではEUが一部の分野を除いて供給者の適合性宣言を認めているのに対し、米国では労働安全衛生局(OSHA)が採択した職場の安全規則のように第三者による適合性審査が求められることが多い。また米国では、製品の他のカテゴリーでの要件や米国の標準化団体の規格への準拠を義務付ける場合がある。こうした要件は国家道路交通安全局(NHTSA)や環境保護庁(EPA)、沿岸警備隊(USCG)のほか、州や市のレベルの要件もある。このためTTIPでは、規制協力の強化や適用する規制の透明性の向上、共通利益のある分野での規制収れんを高める特別条項により、市場アクセスを改善する。

i. 規制協力の要素

a. 規制当局間の協力:米国側のOSHAやEPA、USCG、NHTSA、連邦通信委員会(FCC)などの当局とEUの主に域内市場・産業・起業・中小企業総局との間で協力メカニズムを確立させる。このメカニズムは以下を対象とする。なお技術の発展の結果として、将来的に関心領域を加える可能性も規定する。

15//trade.ec.edropa.ed/docino/docs/2015/january/tradoc 155022.pdi

^{13 &}quot;EU Position Paper – TTIP Regulatory Issues – Engineering Industries" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc 153022.pdf



- ・規制の導入計画について早期に情報を交換し、コメントやフィードバックを提供する。
- ・国際的な規制やガイドライン、勧告の策定で緊密に協力し、国際機関でEUと米国の共同イニシアチブが可能な場合は提案を行う。
- ・適合性審査の手続きでは、リスクに見合うよう見直すことで協力し、情報を交換する。
- b. 標準化団体間の協力:技術的要件をできるだけ近づけるよう協力する。新技術に重点を置くが、既存技術で規格が異なる場合には規格の見直しも対象とする場合がある。国際標準化団体でも協力し、可能であれば双方の標準化団体が共同規格案を提示する。
- c. 実施と市場監視での協力:第4回交渉で双方は、共通行動の可能性に向け組織化した協力 を強化するため、TTIPの枠組みで協力の形式を定めることに関心を表明した。

ii. 透明性と規制情報へのアクセス

米国では州レベルや地域レベルで異なる規制が適用される場合があるうえ、地域別の審査当局 (AHJ) により地域レベルの技術規定の適用を義務付けられる場合がある。このため規制の要件が州や地域などで異なる場合を中心に、規制の透明性を高める可能性を探る。製品別や地域別に規制要件の情報の入手を改善することを規定する可能性もある。

iii. 特定分野での具体的な行動

エンジニアリング業界の特定のセクターやサブセクターで具体的な規定を盛り込む可能性がある。これを TTIP の交渉の一部とするかは後日に定める。

② 自動車

欧州委員会は、自動車に関するポジションペーパー 14 を既に 2014 年 5 月に公表している。この中で欧州委員会は、EU と米国の自動車の技術的要件は異なるものの、双方の基準を低下させることなく技術的要件の互換性を達成するため、以下の 2 つの取り組みを示した。

- 一方の技術的要件に順守して製造した自動車及びタイヤを含めた自動車部品は、もう一方の技術的要件に適合することを承認する。
- 新技術を中心に国連欧州経済委員会(UNECE)の1998年協定の枠内で、EUと米国の協力を強化する

2015 年 1 月 7 日に公表した文書では、EU と米国の自動車規制の同等性を評価する取り組みの提案として、EU 側が第 7 回交渉で提示したシートベルトの固定装置に関する規則の同等性を評価する方法論に関するテストケースを発表した 15 。また 1 月 30 日には、ライトや前方視界、ウインドスクリーンのワイパーやデフロスト(霜や氷の除去)とデミスト(曇り止め)など視界とこれに関連する規制に関して、同等性を承認する方法論のテストケースを公表した 16 。2 つのテストケースでは、EU と米国で規制の要件や採択されている規制のアプローチは異なってい

^{14 &}quot;TTIP Regulatory Issues – EU position on motor vehicles" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/may/tradoc 152467.pdf

¹⁵ "EU Position Paper – Test-case on functional equivalence – Proposed methodology for automotive regulatory equivalence" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153023.pdf

[&]quot;Technical non-paper – Second test-case on recognition of equivalence in relation to US and EU lighting and vision standards" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc_153168.4.9%20Vehicles%20paper%20second%20test%20case.pdf



ても、安全基準の同等性を評価し承認できる確固たる方法論を示すことができたと説明している。

③ 貿易と持続可能な開発

欧州委員会は 2013 年 7 月の第 1 回交渉後に 6 分野のポジションペーパーを公表し、この際に「貿易と持続可能な開発」についても示していた 17 。 2015 年 1 月 7 日には、EU 側が 2014 年 5 月の第 5 回交渉で提示した文書を公表し、労働面、環境面、横断的課題、制度面の各項目について、協定に盛り込むべき規定や取り組み方針など詳細な見解を示した 18 。

i. 労働面

- a. 多国間の労働基準と労働協定: ILO の「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)・アジェンダ」の記述や ILO が 1998 年に採択した「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」に沿った双方の約束など、対象となる多国間の協定を列挙する。
- b. 労働の各分野:「結社の自由と団体交渉権」、「強制労働または拘束労働」、「児童労働」、「雇用と職業における非差別」の各分野別に国際的な協定を明示し、国際的に示された重要原則に対する約束を再確認し、EUと米国に必要な具体的な行動を挙げている。
- c. 協力: 労働政策の貿易面で協力する重要性を認識する。EU・米国間や国際的なフォーラム、 第三国との間で、共同で取り組む優先分野を明示する。

ii. 環境面

- a. 多国間の環境ガバナンス: 多国間環境協定 (MEA) を含む国際的な環境ガバナンスや規則 の価値を認識すること、MEA の批准に向けた取り組みと協力、TTIP の協定により双方が MEA の採択や実施措置を妨げられないと認識することなどを明示する。
- b. 環境の各分野:「気候変動とグリーンな物品・サービス」、「生物学的多様性と天然資源の保護や持続可能な管理と利用」、「野生生物の絶滅危惧種の貿易」、「森林の持続可能な管理と森林製品の貿易」、「水産品と水産養殖品の貿易と持続可能な管理」、「廃棄物と化学品」の各分野別に、多国間の協定や基本原則を再確認して達成する措置を採択すること、相互協力の強化と情報交換、地域レベルや国際レベルの協力を対象とすることを示す。
- c. 協力:環境政策の貿易面で協力する。協力の優先分野を明示する。

iii. 横断的課題

a. 保護レベルの維持:貿易や投資を引き付けるために国内の環境法や労働法の保護レベルを 弱めないこと、双方が既存の国内法を撤廃せず法規で特例を設けないこと、貿易や投資を

 $\underline{http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc \ 153024.pdf}$

^{17 &}quot;EU-US TTIP – Trade and sustainable development – Initial EU position paper" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/july/tradoc 151626.pdf

^{18 &}quot;EU Position Paper - Trade and sustainable development chapter/labour and environment: EU paper outlining key issues and elements for provisions in TTIP"



促進する方法で既存の国内法を効果的に実施することを明示する。

- b. 透明性と一般の認識:労働条件や環境保護の措置では透明性の手続きの重要性、環境・労働問題で一般の参加や認識向上、コンサルテーションの機会の確保を盛り込む。
- c. 優れた行政の事例:リスク管理を含めて入手可能な科学的・技術的な情報や関連する国際的なガイドラインや原則を考慮することを盛り込む。TTIP の協定の持続可能な開発の目的に対する効果を検討し評価することを盛り込む。
- d. 持続可能な開発のための貿易・投資の促進:持続可能な開発のあらゆる構成要素について 相互支援の重要性を明示することを盛り込む。貿易・投資と持続可能な開発の目的の間で 相乗効果を高める努力をすることを盛り込む。
- e. 企業の社会的責任 (CSR): CSR が労働・環境保護に対する貿易・投資の貢献を強化する役割を果たすことを定め、この分野で相互や多国間、第三国との協力分野を明示する。

iv. 制度面

- a. 制度的な枠組み:定期的に連絡を取り合えるコンタクトポイントを双方に設けること、政府間の専門共同機関を設けることなどを盛り込む。
- b. 市民社会の関与:政府に対して見解や助言を提供する国内の助言機関の設立、関係者との 開かれた対話に向けた専門の共同プラットフォームの設立などを明示する。
- c. 政府のコンサルテーション:意見の不一致や議論に対処する手続きの確立、双方の当局者 同士の対話の手続き、相互に納得する解決を図るため努力すること、政府のコンサルテー ションにより達成した解決策の透明性を確保する義務などを盛り込む。
- d. 専門家パネル:問題を検討する独立した専門家のパネルを開催するよう双方が要請する手続きを確立し、パネルに関する詳細な規定を盛り込む。

(3) 規制協力に関する協定のテキスト案の概要

欧州委員会は2015年2月10日に「規制協力」のテキスト案¹⁹を公表した。これと併せてテキスト案の内容を簡潔に示す文書²⁰のほか、「TTIPと規制の概要」²¹と題して、規制に関して各産業分野別の条項を含めてEUが提案する要点やTTIPの利点を説明する文書を公表した。

テキスト案は「第 I 節:目的、定義、対象範囲」、「第 II 節:良き規制慣行」、「第 III 節:規制協力」からなる。この中で特に詳細な規定があるのは、「規制の交換」と新たに設ける「規制協力機関(RCB: Regulatory Cooperation Body)」に関する部分である。ただ RCB については市

2015.4

^{19 &}quot;Textual proposal – Initial Provisions for Regulatory Cooperation" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc 153120.pdf

^{20 &}quot;Introduction to the EU legal text on Regulatory Cooperation in TTIP"
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc_153119.1.1%20Regulatory%20cooperation%2
Ointro%20to%20EU%20legal%20text.pdf

²¹ "TTIP and Regulation: An Overview" http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc_153121.1.2%20TTIP%20and%20regulation%20overview.pdf



民団体などが、RCBによって規制案の初期段階から EU と米国が協力を進めることで加盟各国政府の規制する権利を迂回し、規制の策定に影響を与えると批判している²²。これに対して欧州委員会は、RCBには法規を採択する権限や EU 内や米国内の規制の手続きに介入する権利はないことを強調している。テキスト案の概要を以下に示す。

①第I節:目的、定義、対象範囲

規制協力の章の目的を第1条では以下のように列挙している。なお、この章の規定と各産業分野の規定の間で矛盾が生じる場合には各産業分野の規定が優先されること、金融サービスの規制協力は、金融サービスの章や節で別に規定することも示した。

- 規制協力の強化により、貿易と投資を円滑化する一方、環境や消費者、労働条件、動植物、健康・安全、個人情報、文化の多様性などを保護し、金融の安定性を維持する。
- EUと米国の今後の規制や既存の規制の互換性を促進することで、貿易・投資に影響を与える不要な負担や重複、規制要件の相違を減らす。
- 市民や経済事業者にとって透明な効果的に競争を促進する規制環境を推進する。
- 国際的な手段の策定・採用・強化とその手段のタイムリーな実施を進める。

②第 II 節:良き規制慣行

透明性と規制法の影響評価について規定し、計画している規制法に関する早期の情報提供と 関係者とのコンサルテーション、規制法の影響評価の実施を定めている。具体的な措置や行動 については、EU が第9回交渉の前に提示する予定である。

i. 透明性(第5条と第6条)

中央政府レベルで計画している規制法について、双方は規制法のリストを少なくとも年に 1回は公表し、対象範囲や目的に関する情報を提供する。また、できるだけ早期に貿易・ 投資への影響の可能性などを含めて、採択の予定や時期に関する情報も公表する。影響評 価の実施では、パブリック・コンサルテーション(公開諮問)を通じて見解を示す機会を 関係者に提供し、こうした見解に考慮して規制法をまとめる。

ii. 規制の政策手段:分析ツール(第7条)

影響評価の実施では、関連する国際的な手段との関係、相手側が規制を採択したか、採択を計画している規制の取り組み、国際的な貿易・投資への影響を考慮する。また影響評価で判明したことを最終案の作成前に公表し、双方は科学的・経済的な証拠やデータに関する情報や規制政策の分析に用いる方法論・経済的前提に関する情報の交換を促進する。

③第 III 節:規制協力

中央レベルでの相互協力や規制情報の交換、国際的な規制協力の促進、規制協力機関(RCB)について規定する。ただし、非中央レベル(米国の各州と EU の加盟各国)で計画している規制法や既存の規制法に関する情報交換については、EU が第9回交渉前に提示する提案で対象とする予定である。

^{22 &}quot;Brussels, Washington seen seizing new regulatory power through TTIP" (EurActiv, 11 Feb 2015) http://www.euractiv.com/sections/trade-society/brussels-washington-boost-regulatory-powers-through-tt ip-312005



i. 相互協力メカニズム (第8条)

情報交換を促進し規制の互換性を高めるため、中央レベルの規制当局間や管轄当局間の規制協力を支えるメカニズムを確立する。この相互協力メカニズムでは、規制協力の優先分野を明確にする。また双方は、計画している規制法や既存の規制法に関する情報交換を担う「フォーカルポイント」として活動するオフィスを中央政府の中に設ける。

ii. 規制情報の交換(第9条・第10条)

- ・計画している規制法のリストでは、国際貿易・投資に大きな影響を与える可能性のある規制法を明示し、相手側にフォーカルポイントを通じて通知する。大きな影響が出る可能性のある規制法が最新リストに掲載されていない場合は、相手側に定期的に通知する。
- ・フォーカルポイントを通じて相手側から要請があった場合には、計画している規制法や既存の規制法に関する交換を中央レベルの規制当局や管轄当局が率先して行う。
- ・規制協力は会合、書面の交換、その他直接的なコミュニケーション手段を用いる。相手側 が提起した点に対しては、これに対応して回答する。
- ・規制情報の交換は、相手側から要請があった場合には即座に開始する。規制法の策定のどの段階でも実施し、規制法の採択まで継続する。ただし規制情報の交換により、タイムリーな規制を行う権利を損なわないようにする。国内の規制の手続きで想定される段階を中止または遅らせることを義務付けることはない。

iii. 規制の互換性の促進(第 12 条)

規制の互換性の促進は、正当な公共政策の目的の達成を損なわずに相互の利益を実現できる分野に適用する。規制の互換性を促進するために、可能な手段を共同で調べることを相手側に提案する。こうした手段には規制法の同等性に対する相互承認、規制法やその重要点の調和、規制法の簡素化などがある。提案を受けた際には、相手側に対して遅延なく回答して判断を通知する。

iv. 国際的な規制協力の促進(第13条)

国際的な手段の強化・策定・実施の促進に関して、双方間及び第三国と協力する。特に国際機関や国際フォーラムでは、共同のイニシアチブや提案、取り組みを提示する。

v. 規制協力機関 (RCB) の設立と機能 (第14条~第16条)

双方は、この章の条項や各産業分野の条項の実施を監視し円滑に進めるため、RCBを設立する。なお金融サービスでは、EU・米国共同金融規制フォーラム(FRF)を設け、FRFが RCB の機能を果たして RCB に適切な情報を伝える。RCB の機能は以下の通り。

- ・双方で共通の優先課題及び過去や進行中の規制協力の成果を反映した年次規制協力プログラムを作成し公表する。
- ・この章の規定の実施を監視する。
- ・規制協力の新たなイニシアチブを検討する。
- ・国際的な規制手段に対する共同イニシアチブや共同提案を作成する。
- ・双方の規制当局間における透明性を確保する。
- ・同章及び産業分野別の規定で、一方が提起した問題に対して検討する。

RCBのその他の規定は次の通り。



- ・RCB は双方の代表で構成する。RCB 内に産業分野別の作業部会を設ける場合もある。
- ・RCB は、年次規制協力プログラムに関する見解を交換するため、利害関係者も参加できる会合を年に1回以上開く。RCB の会合の議題と議事録は公開する。
- ・利害関係者が RCB に対して一般的見解や規制協力を強化するための具体的提案を提示できる手段を提供する。具体的提案については、相手側にも伝えて関連する産業分野の作業部会が検討し、RCB に提案を行う。

3. 投資保護と投資家対国家の紛争解決 (ISDS) に関する動き

ISDS 条項に対しては、市民団体や労組、欧州議会、一部の加盟国から懸念が示されている。この条項により、米国企業が投資先の EU 加盟国の法規制の改正などで打撃を受けたとして、賠償を求めて国際仲裁機関に訴える事例が増えるという懸念のためである 23 。このため欧州委員会は、2014 年 1 月に ISDS 条項については交渉を停止するとともに、2014 年 3 月末から 7 月までオンラインによるパブリック・コンサルテーション(公開諮問)を実施した 24 。その結果は 2015 年 1 月に公表されたが、欧州委員会は引き続き加盟各国や欧州議会、関係者との協議を進めている。

(1) ドイツとフランスの動きと主張

① ドイツの動きと主張

ドイツでは ISDS 条項に対する懸念が強く、ガブリエル経済・エネルギー相が ISDS 条項に反対する主張を繰り返している。同相は 2014 年 9 月末にドイツ連邦議会で、妥結直前の EU とカナダの包括的経済貿易協定(CETA)と TTIP の両協定に言及し、ISDS 条項は外国企業が国内の裁判所を回避して仲裁機関に直接提訴することを認めるもので、受け入れられないとの主張を明らかにした 25 。ただ、CETA と TTIP 自体には反対していない。連邦経済・エネルギー省 (BMWi)はドイツ労働総同盟(DGB)と共同で TTIP に関する共同声明 26 を発表しているが、ここでもTTIP 自体は支持するものの投資保護の規定と ISDS には反対を表明していた。この共同声明及びガブリエル経済相の発言に示されたドイツ政府の主張の要点は以下の通りである。

- EUと米国の協定に投資家保護の特別な条項は不要で、TTIPに盛り込むべきではない。
- 柔軟な法制度と独立した国内の裁判所から十分な法的保護が保証される国では、紛争解決に仲裁制度を含めた投資家保護の条項は不要である。
- 政府の法規制の権限を抑え、政府に巨額の賠償金と法的費用が生じる危険性がある。
- すでに既存の二国間の投資保護協定が存在する。

2015. 4

²³ こうした事例として、米たばこ大手フィリップ・モリスがたばこの包装規制の強化をめぐりオーストラリア 政府を提訴した例、スウェーデンの電力大手バッテンフォールが、ドイツ政府の脱原発政策で原発が運転停 止に追い込まれたとして損害賠償を求めて提訴した例が挙げられている。

²⁴ 欧州委員会プレスリリース(2014年3月16日)

http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul_id=179

^{25 &}quot;Germany wants investment clause scrapped in EU-Canada trade deal" EurActiv 25 Sep 2014 http://www.euractiv.com/sections/trade-industry/germany-wants-investment-clause-scrapped-eu-canada -trade-deal-308717

²⁶ DGB ウェブサイト (2014年9月18日)

 $[\]frac{\text{http://www.dgb.de/themen/++co++}683203bc\text{-}3f12\text{-}11e4\text{-}9551\text{-}52540023ef1a?tab=Beitrag\&display_page=}{2\&\text{search text=TTIP\&end date=2999\text{-}}12\text{-}31\&\text{start date=1900\text{-}}01\text{-}01}$



② フランスの動きと主張

フランスではフェクル貿易担当相が 2014 年 11 月に元老院(上院)で、TTIP に ISDS 条項を 入れることを支持しないと明らかにした²⁷。フェクル貿易担当相は、その後もこうした見解を 繰り返している28。反対する理由として主に次の点を挙げている。

- 政府は独自の基準を定めて適用し、不偏の裁判制度を維持する権利を保持する。
- 健康や環境をはじめ国家の政策に対して、多国籍企業の影響を受けた民間の仲裁機関が 判断することを政府は受け入れられない。
- 多国籍企業の法外な要求に対処するリスクがあり、これは財政への脅威であり国民への 経済的負担となる。

フェルク貿易担当相は紛争解決システムの改善として、国内裁判所の関与を高めて企業によ る紛争解決システムの悪用を監視すること、仲裁機関の決定に上訴のシステムを設けて独立し た国際機関がこのシステムを運営すること、仲裁人に不正がないように手続きの透明性を高め ることを挙げている29。これは欧州委員会の提案とほぼ共通している(3(4)②を参照)。

一方、フランスの元老院は2015年2月初めに決議を採択し30、紛争解決メカニズムに広範囲 の変革がない限り、ISDS 条項を TTIP に含めることに反対し、妥結した CETA の仲裁メカニズ ムも撤回することを求めた。決議の主要点は以下の通りである。

- ISDS 条項は、社会・健康・環境の分野などで法律を制定する EU や加盟国の権利を損な う可能性があり、投資家のために EU や各国政府が巨額の損害を負担することになる。
- 政府の規制する権利が投資家の「正当な期待」の名のもとで制限を受けないようにする。 どのような場合でも、投資家に対する経済的な影響の名のもとで、公共の目的を守る合 法的な目的は影響を受けない。これが確保されない場合には、CETA の投資保護の規定 は廃棄するほうがよい。
- 仲裁手続きを修正し、議論や行動の全面的な透明性や仲裁人の独立性と不偏性を確保す るとともに、独立した裁判所への上訴メカニズムを確立させる。
- 投資の国際的な紛争解決システムは、WTO の紛争解決システムに基づくものとする。

なおフランス政府の欧州問題総局(SGAE)は、2015年2月末にフランスの各欧州議会議員 に対して書簡を送り、ISDS に反対票を投じることで ISDS に対する門戸を閉ざすことがないよ う警告している 31 。これは1月初めに公表された欧州議会の作業文書(1(3)②を参照)受け たもので、フランス政府は TTIP に ISDS は不要と考えているものの、将来的に仲裁メカニズム の行使が不可能になる前例となる決議を欧州議会が採択することを回避するよう望んだものだ という。

²⁷ "French government will not sign TTIP agreement in 2015" EurActiv 17 Nov 2014 $\underline{http://www.euractiv.com/sections/trade-society/french-government-will-not-sign-ttip-agreement-2015-31}$

²⁸ "France and Germany to form united front against ISDS" EurActiv 15 Jan 2015 http://www.euractiv.com /sections/trade-society/france-and-germany-form-united-front-against-isds-311267

^{30 &}quot;Proposition de Resolution Europeenne" http://www.senat.fr/rap/l14-134/l14-1342.html#toc12 "French Senate tells TTIP negotiators to 'abolish' ISDS" EurActiv 4 Feb 2015 http://www.euractiv.com/sections/trade-society/french-senate-tells-ttip-negotiators-abolish-isds-311823

 $^{^{31}}$ "France makes U-turn on TTIP arbitration" EurActiv 27 Feb 2015 http://www.euractiv.com/sections/trade-society/france-makes-u-turn-ttip-arbitration-312459



(2) 欧州議会の見解と動き

欧州議会では、2013 年 7 月の TTIP の交渉開始後から ISDS 条項について議員から懸念が示され、欧州委員会に対して質問も出されていた³²。2014 年 7 月の本会議では、欧州委員会のドゥ・グヒュト通商担当委員(当時)が TTIP に関して質疑応答を行ったが、議員からは透明性の欠如、規制の基準が低下するリスクと並んで ISDS に対する懸念が改めて示された³³。また 2014 年 9 月末には、現欧州委員会で通商担当委員になったマルムストロム氏が同委員候補として欧州議会の公聴会で質疑応答を行ったが、ここでも ISDS の問題が焦点となった。

欧州議会の中で ISDS 条項に明確な反対を表明しているのは、2 番目に大きな会派である社会・民主同盟グループ(S&D)や欧州統一左派・北欧緑の左派同盟グループ、欧州緑グループ・欧州自由同盟である。この中で S&D は、2014 年 4 月に公表した TTIP に関するポジションペーパー 34 の中で、「EU と米国はともに法原則の確固たるルールに基づき信頼できる発達した法・司法体制を持つため、貿易協定に ISDS を含めることには反対する」と見解を示した。また S&D は 2015 年 3 月初めにも ISDS に関するポジションペーパー 35 を公表し、TTIP と CETAに現行の ISDS 条項を含めることに反対を表明した。ただし改善の可能性がある分野として、以下の点を挙げている。これには後述する欧州委員会の提案と重複する部分がある。

- 仲裁機関と国内裁判所との並行した手続きを禁止する規定を導入する。
- 総合的な政治的判断により、双方は ISDS の仲裁手続きの要求を阻止できる。
- 上訴のメカニズムを確立することに向け、明確で保証された道筋をつける。
- 仲裁への一般市民の十分な参加を保証する。
- 利害対立を持たず義務的な倫理規則に従う独立した仲裁人による仲裁裁判所とする。
- 公共利益のため、規制する権利を示す明確な規定を導入する。
- 一旦外部委託したサービスを公的部門に戻すことを妨げないよう保証する。
- 社会や環境、セキュリティ、金融システムの安定性、公共衛生、安全性など正当な政策 目的を保護する非差別的な行為は、間接的収用には当たらないことを明示する。
- 外国人投資家の権利が国内投資家の権利を上回らないよう明示する規定を導入する。
- ISDS の仲裁の対象分野から社会・労働関連法を除外する。
- ISDS の仲裁の前に国内裁判所の法的プロセスを取ることを義務付ける。
- 国際的な優良事例を確実に反映するように、双方が協定を見直せる規定を導入する。

欧州議会の国際通商委員会は2015年1月、TTIPに関して欧州委員会に対する勧告の作成に向けた作業文書を公表した。ここでは、ISDS条項をTTIPに盛り込む場合には現行モデルの改

[&]quot;Parliamentary questions – Subject: EU-US trade agreement" European Parliament 23 Dec 2013 http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=WQ&reference=E-2013-014439&format=XML&language=EN

^{33 &}quot;MEPs call for more transparency in transatlantic trade talks" European Parliament 16 July 2014 http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20140711IPR52249/html/MEPs-call-for-more-transparency-in-transatlantic-trade-talks

[&]quot;MEPs wary of commission's approach to TTIP negotiations" The Parliament Magazine 16 July 2014 https://www.theparliamentmagazine.eu/articles/news/meps-wary-commissions-approach-ttip-negotiations

[&]quot;European Socialists and Democrats set out red lines on EU-US trade deal" S&D 17 Apr 2014 http://www.socialistsanddemocrats.eu/newsroom/european-socialists-and-democrats-set-out-red-lines-eu-us-trade-deal

[&]quot;Socialists and Democrats restate objection to private tribunals in trade deals" S&D 4 Mar 2015

http://www.socialistsanddemocrats.eu/newsroom/socialists-and-democrats-restate-objection-private-tribunals-trade-deals



革が欠かせないこと、外国人投資家の非差別的な待遇は ISDS 条項がなくても達成できることを指摘し、ISDS 条項の必要性に懐疑的な見解を示した。ただ 2 月末に国際通商委員会は勧告の内容について協議を行ったが、一部の委員は ISDS 条項を不要とするランゲ委員長(S&D の議員)の主張とは見解が異なることを表明している³⁶。

(3) 産業界と市民団体の見解

TTIP に関してポジションペーパーを公表している業界団体の中で、ISDS に言及した主要団体の見解を示すとともに、市民団体の代表的な主張を示した。産業界では ISDS に対する支持が強く、これは欧州委員会のパブリック・コンサルテーションの結果にも表れている。ISDS に批判的な見解が主に EU 内の米国企業を念頭に置いているに対して、産業界では米国における EU 企業の投資の保護を前提とした見解が多い。なおコンサルテーションの結果公表を受けて、欧州と米国の 15 の業界団体は共同声明を発表し³⁷、ISDS を TTIP に含めることの重要性を強調するとともに、ISDS の手続きの透明性強化や手続き上の保護措置を盛り込む必要性を示した。

① 欧州経営者連盟(BusinessEurope) 38

- ISDS は、投資協定に違反する場合の紛争解決では、中立的で事実に基づくメカニズムを提供し、投資保護で重要な部分である。相手国に関係なく、EUの全ての二国間投資協定(BIT) や FTA に ISDS を含めるという一貫性の必要からも重要である。
- 懸念されている主張とは異なり、ISDS は公共の物品・サービスを含めて政府の政策に制約を与えることはない。逆に、政府が規制する権利と投資家が国際法のもとで守られる権利の間でバランスを確立するのに役立つ。
- 現行の ISDS メカニズムは、大幅に改善される可能性がある。たとえば透明性や一貫性の 強化のほか、取るに足らない申し立てを阻止するルールを検討する必要がある。

② 欧州サービス・フォーラム (ESF) ³⁹

- EU 加盟国が締結している BIT は 1,400 件を超え、そのほとんどに ISDS が含まれる。既存の BIT に代わる EU の投資協定では、合意した投資の権利を侵害した政府に対抗して投資家が手続きを取る権利を保持することが欠かせない。
- 貿易相手国によって異なる投資の保護レベルを採択することには抵抗すべきで、こうした 先例を回避しなければならない。
- ESF は、現行の仲裁手続きに透明性が欠けるとの見方に同意しないが、ISDS のシステムを 進化させる必要性は認識している。現行の ISDS のシステムについての様々な懸念に対す

^{36 &}quot;TTIP talks: EP committees discuss their recommendations for negotiators" European Parliament 24 Feb 2015 http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20150224IPR25160/html/TTIP-talks-EP-committees-discuss-their-recommendations-for-negotiators

[&]quot;Business, industry groups publish statement on TTIP report" Cefic, 14 Jan 2015
http://www.cefic.org/newsroom/More-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/More-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/More-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/More-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/More-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-businesIndustry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-groups-publish-statem
http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-groups-publish-statem
<a href="http://en.org/newsroom/more-news-from-2015/Industry-groups-publish-statem-publish-groups-publish-statem-publish-groups-publish-grou

^{38 &}quot;Position Paper: Investor-state dispute settlement – A necessary mechanism to ensure investment protection" Business Europe, 2 May 2014
http://www.investmentpolicycentral.com/sites/g/files/g798796/f/201405/INV-pp020514-InvestementProtectionISDS-Final.pdf

[&]quot;ESF position paper on business support for key principles in bilateral investment agreements" European Services Form, 23 May 2014 http://www.esf.be/new/wp-content/uploads/2014/06/ESF-Position-Paper-on-business-support-to-key-principles-in-bilateral-investment-agreements-Final-23-May-2014.pdf



る解決策は、効果的な ISDS のシステムを廃棄することではない。

③ 欧州商工会(EuroCommerce) 40

- EU と米国の投資関係には、中立的で拘束力のある効果的な ISDS メカニズムによる投資の高い保護レベルを盛り込むことが重要である。同時に悪用を阻止する規則も含める。
- 欧州のサービス企業は、常に EU 加盟各国の BIT の交渉・締結を支持してきた。こうした 協定は投資家に対する強力な保護を提供することで、EU の貿易政策を補強している。
- 1950年代以降にEU加盟国が結んだBIT は1,400件を超えて世界中の3,400件のBIT の40% を占め、投資家はBIT を保険証券とみなしている。投資には予測可能性、法的確実性、信頼性が必要で、BIT はこうした基本的な信頼感の付与に寄与している。

4 ドイツ産業連盟(BDI) 41

- 国内裁判所が国際的な貿易・投資法を適用する保証はない。逆に国内裁判所は国内法を重視することで知られ、米国の裁判所の民事陪審員は外国人投資家に対する偏った見方を示すことがある。このため投資紛争の場合に、国内裁判所だけでは外国人投資家にとっては不利であり、ISDS があれば別の手段となる。
- 投資の章 (チャプター) では投資家への適切な保護を明示するとともに、健康や消費者保護、環境などの分野で政府の規制する権利の維持を明示する必要がある。
- ISDS の透明化が必要で、取りに足らない申し立てを阻止すること、仲裁人の質を保証すること、上訴のメカニズムを盛り込むことも必要である。こうした点の多くは、最近の BIT には既に含まれている。「投資」などの用語の定義も明確にすべきである。
- EUと米国の投資に関する協定は、他の国々に対して重要なメッセージを送るものであり、 投資保護を外すことは悪しき前例となる。
- TTIP は、国際的な投資ルールの確立に向けた中間的段階となる可能性がある。このため 第三国が将来的に FTA や BIT で TTIP の条項に言及することを念頭に置いて、欧州委員 会は細心の注意を払って投資の章をまとめる必要がある。
- 法制度が不十分な国だけと投資保護の協定を結べば、EUと米国は投資協定を代表するような基準を設定する機会を逃すことになる。また法制度によって相手国を区別することは、政治的に難しいことが判明するはずである。

⑤ 市民団体の見解

市民団体では ISDS に対して反対する見方が強く、これはパブリック・コンサルテーションの結果にも表れている。欧州委員会に対する TTIP アドバイザリー・グループの中で市民社会を代表するメンバーである欧州環境事務局(EEB)、欧州公共医療機関連盟(EPHA)、欧州交通・環境連盟(T&E)の 3 団体は、パブリック・コンサルテーション終了後の 2014 年 7 月に見解を表明した 42 。3 団体は、「ISDS にはこれまでも強く反対してきた」として、ISDS は法の

^{40 &}quot;Position paper TTIP: A Good Deal for Europe" Euro Commerce 20 June 2014 http://www.eurocommerce.eu/media/92697/EuroCommerce%20TTIP%20Position%202014%20ADOPTE D pdf

 $^{^{41}}$ "Position paper: The "I" in TTIP - Why the Transatlantic Trade and Investment Partnership Needs an Investment Chapter" BDI, Sep 2014

http://www.bdi.eu/images_content/GlobalisierungMaerkteUndHandel/BDI_The_I_in__TTIP_140930.pdf
42 "TTIP group members urge Commission to drop business v state dispute resolution" EEB, 14 July 2014
http://www.eeb.org/index.cfm/news-events/news/ttip-group-members-urge-commission-to-drop-business
-v-state-dispute-resolution/



支配を弱体化させ、企業のリスクのために市民に負担をさせ、政府が訴訟を恐れて法律制定に 消極的になる「規制に対する恐れ」を生み出すとの理由を挙げて、改めて反対を主張した。

(4) 欧州委員会の見解とパブリック・コンサルテーション

① 欧州委員会の見解

欧州委員会のドゥ・グヒュト前通商担当委員は、2014年1月のTTIPに関する講演⁴³や2014年7月の欧州議会での質疑応答などで欧州委員会の見解を表明している。この中で、EU 加盟各国はすでに米国を含めて第三国との間に約1,400件の二国間投資協定(BIT)を結び、そのほぼ全てにISDS条項があることを指摘し、「ISDSをTTIPに含めるかどうかを問題にするのではなく、どのようなISDSにするかが課題である」と強調している。また、欧州委員会は公正でバランスの取れた投資保護を維持すると同時に、システムを改善する任務を加盟各国から課されていると説明している。さらに、米国との協定でISDS条項を盛り込まずに、たとえば中国などとの協定では盛り込むことを主張するのは難しいとの見方も示した。

2014年11月に新欧州委員会の通商担当委員に就任したマルムストロム氏は、就任前の2014年9月末の欧州議会の公聴会で質疑応答を行った。同氏は公聴会の前に公表した回答書44で、新しく委員長に就任するユンケル氏の発言を引用し、「欧州の安全や健康、社会、データの保護の基準や文化の多様性が犠牲になることはない。EU加盟国の裁判所の権限が、投資家の紛争の特別な制度で制限されることを容認しない。法の支配と法の前での平等の原則も適用されなければならない」と答えている。ただマルムストロム氏は欧州議会での質疑応答で、「最終的にISDS条項を外すことは排除しない」と答え、TTIPの交渉からこの条項を除くことは時期尚早と指摘した45。なおCETAのISDS条項については、再交渉を行う可能性を退けている。

② 欧州委員会が目指す投資保護規定と ISDS 条項の改善点

欧州委員会は2014年3月にパブリック・コンサルテーションのための文書46を発行し、「投資家に対する非差別的な待遇」、「規制する権利の確保と投資保護」、「ISDS の透明性、国内裁判所との関係」、「仲裁人の倫理」、「上訴のメカニズムと判決の一貫性」など12項目の質問と併せて、EU が提案する改善の内容を示した。その主要点は以下の通りである。

i. 投資保護規定

- 投資保護規定の悪用を阻止するため、投資家の定義を改善し、過去の条約の慣行に従う。
- 非差別的待遇と最恵国待遇では、双方が健康や環境、消費者などの保護に関連した措置を 取れるように適用除外を盛り込む。音響映像分野も対象としない。
- 収用の規定を明確にし、正当な公共政策措置に対する申し立てを回避するため、間接的収 用に関する解釈のガイダンスを提供する。
- 投資家の保護と規制する権利の確固たるバランスを達成する。規制する権利を基本原則と

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.

2015.4

European Commission – Speech (Karel De Gucht, EU Trade Commissioner), 22 Jan 2014 http://europa.eu/rapid/press-release SPEECH-14-52 en.htm

^{44 &}quot;Answers to the European Parliament questionnaire to the commissioner-designate, Cecilia Malmstrom, Trade" Sep 2014 http://ec.europa.eu/commission/sites/cwt/files/commissioner_ep_hearings/malmstrom-reply_en.pdf

^{45 &}quot;Investor clauses could be left out of EU-US trade deal" EUobserver, 29 Sep 2014

https://euobserver.com/news/125797

^{46 &}quot;Public Consultation on modalities for investment protection and ISDS inTTIP" March 2014 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc 152280.pdf



して確認し、投資保護の基準に関して明確で革新的な規定を導入し、必要なセーフガード 規定と例外規定を設ける。

ii. ISDS

- 透明性を強化するため、審理と全ての文書の公開を保証する規定を盛り込む。ただし機密 情報や事業上の機密は保護する。市民社会の利害関係者は、見解を仲裁機関に提示できる。
- 投資家が、国内裁判所に提訴するか、友好的解決を探るようなインセンティブの提供を目指す。投資家が同じ問題を ISDS の仲裁機関と国内裁判所で同時に提訴できないようにする。
- 仲裁人の行動規範など仲裁人の倫理的行動に関する要件を導入する。TTIPにおける ISDS の仲裁では仲裁人に行動規範の順守を義務付け、順守を怠れば仲裁から外される。仲裁人の資格に関する詳細な要件も定め、仲裁人は独立して不偏で、国際法や国際投資法の専門知識が必要となる。仲裁の議長を選ぶための登録リストを予め作成しておく規定の導入を目指す。このリストは、投資家や当該国政府が議長を認められない場合に使われる。
- 取るに足らない申し立てを即座に却下する手段を導入する。ISDS の仲裁機関には、明らかに法的価値や法的根拠がない申し立てを却下することを義務付ける。敗訴すれば手続きの全費用を負担することを提案する。
- TTIP に上訴のメカニズムを確立することを目指す。これは TTIP の解釈で一貫性を確保するのに役立ち、上訴して間違いを正す機会を投資家と政府の双方に提供する。

③ コンサルテーションの結果と欧州委員会の対応

パブリック・コンサルテーション(公開諮問)では、回答者に対して 12 項目の質問への回答 とともに、総合的な見解を求めた。欧州委員会が 2015 年 1 月 13 日に公表したコンサルテーションの結果 47 と今後の対応の方針を以下に示す。

i. 回答者の背景と全体的な傾向

2015.4

コンサルテーションの回答総数は 14 万 9,399 件で、国別では英国が最も多く 34.8%を占め、以下、オーストリア (22.6%)、ドイツ (21.8%)、フランス (6.5%)、ベルギー (6.3%) の順だった。回答総数のうち個人が 99.62% (14 万 8,830 件)を占め、機関・団体・企業は 569 件 (0.38%) だった。機関・団体・企業のうち最も多いのは NGO で 180 件、以下、EU 企業を代表する業界団体が 66 件、企業が 60 件、労組及び EU の労組を代表する団体が 42 件の順である。

回答者のうち97%に当たる約14万5,000件の回答に否定的見解が含まれていた。機関・団体では労組の大半とNGOや政府機関の大多数が否定的で、その主な理由は以下の通りであった。

- 民主主義及び公共財政や公共政策に脅威となる。
- EU と米国では強固な司法制度があるため ISDS は不要である。
- 企業が巨額の損害賠償を求めて政府を訴えることで、政府の規制する権利に萎縮効果を もたらす。
- 仲裁人の独立性や不偏性に関して不信感がある。
- ISDS は、投資家が国内の裁判所や法規制を回避する可能性を生む懸念がある。

⁴⁷ 欧州委員会プレスリリース(2015 年 1 月 13 日) http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1234
Commission staff working document – Report – Online public consultation on investment protection and ISDS in TTIP" 13 Jan 2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc 153044.pdf



一方、業界団体や大手企業の大多数は TTIP に投資保護と ISDS を含めることを強く支持していた。その主な理由は、投資保護の規則で EU と米国の間の公平な競争のレベルを定めることにより投資が支えられること、EU の投資家は米国の裁判所で必ずしも適切な保護を受けられない可能性があると考えていることであった。ただし、中小企業は ISDS にはやや批判的だった。また中小企業からは、ISDS のメカニズムの利用にはコストが掛かり複雑なため、中小企業にも配慮した紛争解決メカニズムが必要という見解も出された。

欧州委員会は回答を大きく以下の3つのグループに分類し、最初の2つのグループはEU市 民の懸念を明確に示すもので、最後のグループには具体的なコメントが含まれ、今後の変革に 向けた提案もあったと説明している。

- TTIP 全般に反対あるいは懸念を示す回答。
- TTIP の投資保護と ISDS に対して、反対あるいは全般的な懸念を示す回答。
- TTIPでEUが提案している取り組みに詳細なコメントを提示している回答。見解は広範にわたり、それぞれの見解の間には開きがある。

ii. ISDS の改善案に対する回答者の見解

ISDS で EU が目指す改善の取り組みについても、回答者の間で見解の相違があった。労組や NGO の多くは、こうした改善が懸念を払しょくするには不十分と答えている。一方で業界団体 からは ISDS を改善する提案に対する肯定的な見解が多く、透明性や倫理性の向上により ISDS の一貫性を強化することに支持を表明していた。ただ一部の企業からは、提案は余計なものであり、既存の投資協定に含まれる保護レベルを低下させるとの懸念も出された。主要な論点では以下のような見解が示された。

a. 透明性の強化

透明性の強化の原則に対しては支持が多いが、ISDS の手続きにおける機密情報の保護については、企業がこれを悪用して重要情報を公開しない可能性を懸念する見方もある。ただし業界団体や企業からは、提案している透明性の規定は大半の国内法制度より踏み込んだもので、純粋な機密情報や取引上の機密が公開される可能性があるとの懸念が出された。

b. 国内裁判所の利用

全般的に国内裁判所のほうが ISDS の手続きよりも適切との見解だった。NGO などには、 投資家と政府の紛争解決には国内裁判所だけを使うべきだとの見解もあった。一方、大手 企業や業界団体は、国内手続きを促進することに理解を示しながらも、投資家には国内裁 判所と国際的な仲裁機関の間で自由に選択できる必要があるとの見解だった。

c. 仲裁人の倫理向上

仲裁人に行動規範を導入することには全体として肯定的な見解が示されたが、拘束力がなく仲裁人の独立性は保証されないとの見方も多い。仲裁人の登録リストについては、方向性は正しいとの見方が多い。しかし大手企業や法律事務所、仲裁機関からは、選択肢を制限するうえ、投資家はリスト作成に参加できないため政府に有利になるとの批判も出た。

d. 上訴のメカニズム

NGO、業界団体、企業、労組などから幅広く原則的に支持が示され、利点として一貫性と



法的確実性が高まるとの見方だった。ただし、コストがかさみ、手続きが長引く懸念があるため、拘束力のある期限を導入する提案もあった。一部の業界団体からは、仲裁案で和解することができなくなり、国際的な仲裁の根底に影響を与えるとの見方もあった。

iii. 欧州委員会の対応

欧州委員会は回答者のコメントを基に、対応が必要な重要分野として以下の4点を挙げた。

- 規制する権利の保護
- 仲裁裁判所の設立と機能
- 各国の国内司法制度と ISDS との関係
- 上訴のメカニズムによる ISDS の判決の法的正当性についての見直し

マルムストロム通商担当委員はパブリック・コンサルテーション(公開諮問)の結果について、「ISDS に対する強い懐疑的な見方が示された」として、政策の提言を始める前に EU 加盟各国政府や欧州議会のほか、NGO や企業、労組、消費者団体、環境団体など様々な関係者と、この報告書に基づいて協議することを明らかにした⁴⁸。また、EU 加盟各国が既に 1,400 件以上の二国間投資協定を結んでいる事実について、どのように取り組むか検討する必要性にも言及している。欧州委員会は、2015 年第 1 四半期の間は関係者との協議を行う方針で、ISDS の交渉は引き続き棚上げされたままとなった。

⁴⁸ 欧州委員会プレスリリース 13 Jan 2015 <u>http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1234</u>

アンケート返送先 FAX: 03-3587-2485

e-mail: ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛



● ジェトロアンケート ●

調査タイトル: EU 米国間の包括的貿易投資協定(TTIP) 交渉の進捗状況 (2014 年 3 月~2015 年 3 月)

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1:今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか?(O をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質	_	用用途、②上記の。 をご記入下さい。	ように判断された理由、③その他、本報告書に関する	るご
■質問3:今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。				
■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)				
		□企業・団体	会社・団体名	
	ご所属	□個人	部署名	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針(http://www.jetro.go.jp/privacy/)に基づき、 適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

~ご協力有難うございました~